

平成30年度 (一社) 栃木県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1/2)

項 目	回 答 趣 旨
1. 品確法運用指針の市町村に対する徹底指導について	<p>改正品確法の市町村への浸透については、関東地方整備局では、都県及び市町村で構成される都県単位の発注者協議会において、情報提供を行っているほか、市町村を直接訪問しての出前講座や要請活動を実施しています。栃木県については、昨年12月に開催された栃木県公共工事品質確保推進協議会担当課長会議において、関東地方整備局から運用指針の趣旨説明のほか、積算基準類の改訂や適正な工期設定等のためのガイドライン、設計変更ガイドライン、各種相談窓口の設置等の取組みについての説明を行っています。また、関東地方整備局の独自の取組みとして、都県と連携して、品確法運用指針で求めている発注関係事務に関する話題等、国、地方公共団体の代表的な取組みを紹介した「発注者ナビ」を今年3月から市町村に配信を開始したところです。</p> <p>なお、「全国統一指標」につきましては、「関東ブロック発注者協議会」において、各発注機関が自らの取組状況を客観的に把握するため、品確法運用指針で定められている予定価格の適正な設定や適切な工期設定及び設計変更等、発注関係事務の取組状況を定期的に調査し公表するもので、平成28年度の調査結果を昨年12月に公表しました。</p> <p>現在、市町村の取組状況は都県ごとに集計した数値や割合での公表としていますが、今後は、各市町村が各々の取組の進捗をより明確に確認出来るよう、市町村毎の調査結果を公表していく方針としています。</p> <p>今後においても都県と連携し、取組が遅れている市町村への対応を検討していくとともに、様々な機会を通じて運用指針の浸透を図って参ります。</p>
2. 週休2日制の取り組みについて	<p>■「書類の簡素化」による現場の技術職員の事務軽減</p> <p>工事書類の簡素化について関東地方整備局では、平成30年2月に作成不要とされている工事書類の周知徹底を図るため、「土木工事書類スリム化ガイド」を発行しました。その中で、不必要な書類等を作成しても工事成績では評価しない、書類の見栄えが工事成績に影響しないこと等を明記しています。発注者としては、工事監督職員、技術検査官等を対象とした研修や連絡会議等において、工事書類の簡素化に努めるよう周知するとともにホームページへの掲載及び工事関係者へ配布説明を行っています。</p> <p>また、平成30年6月に「土木工事書類作成マニュアル」について改定を行い、作成不要な書類の明示、受発注者間における工事書類の作成者の明示及び、工事検査時に確認する書類の明示等を行い、ホームページへ掲載するとともに、各事務所に通知し、監督職員及び受注者に周知を行っています。</p> <p>なお、工事書類の簡素化については様々な機会を通じて受発注者双方に浸透を図るとともに、今後とも都県と連携を図り受注者の作業負担の軽減に向け、検討を進めて参ります。</p> <p>■週休2日制に向けては、必ず土、日を休みとするのではなく、柔軟な運用をお願い</p> <p>週休2日制モデル工事の取組にあたり具体的な運用が通知^(※)されており、週休2日とは「対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態」、4週8休以上とは「対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態」「降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるもの」と示されています。</p> <p>関東地方整備局においても、この通知に基づき週休2日制モデル工事を実施しており、土・日を休みとした週休2日に限定はせず、対象期間内に現場閉所を行った日数の割合が週休2日相当 (28.5%) 以上としております。</p> <p>降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとしています。</p> <p>(※) 平成30年3月20日本省通知「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について (試行)」</p>

平成30年度 (一社) 栃木県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2/2)

項 目	回 答 趣 旨
<p>2. 週休2日制の取り組みについて</p>	<p>■週休2日の民間工事への浸透について</p> <p>建設業への時間外労働に係る上限規制の適用に向けた取組の一つとして、昨年8月、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき指針として、『建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン』が策定されました。その後、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの民間工事4分野で連絡会議が設置され、ガイドラインの周知啓発を行うのと併せ、各分野の業態や特殊性を踏まえた課題の抽出や対応方策の検討等が行われてきました。</p> <p>さらに、本年7月2日には同ガイドラインの第一次改訂^{注1}が行われ、民間発注者団体^{注2}あてにも周知されたところです。</p> <p>具体的には、分野別連絡会議での議論を通じて、民間工事の受発注者双方が考慮すべき分野ごとの重要事項が確認されたことから、これを例示するとともに、適正な工期設定に関する協議を行うことを推奨しているほか、週休2日工事の普及拡大に向けて参考としてもらうため、国土交通省直轄工事での取り組みを紹介する等の内容が新たに盛り込まれました。</p> <p>民間建築工事では、竣工前に先行販売を行う場合や、引渡し時期が居住者・注文者の希望として示される等の特性もありますので、改訂ガイドラインでも新たに追加されましたが、こうした特性を踏まえた上で、発注者との間において、長時間労働とならないような適正な工期設定に向けた協議を行っていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>引き続き、公共・民間に関係なく、全ての発注者の理解と協力が得られるよう、様々な機会を通じて、国土交通省直轄工事での取組を含め、改訂ガイドラインの内容等を周知して参ります。</p> <p>注1：平成30年7月2日 「第4回 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において申し合わせ 注2：(一社)不動産協会、(一社)住宅生産団体連合会、日本民営鉄道協会(予定) ほか</p>
<p>3. i-Constructionの推進と生産性向上について</p>	<p>■関東技術事務所等において、安価な受講料にて、ICT講座を開催して下さるよう要望</p> <p>関東地方整備局では、ICT施工の普及促進に向けて、技術事務所や民間デモフィールドを利用した3次元測量やデータ処理、ICT建機体験等の座学・実地講習を無料で開催しており、平成30年度も昨年度より実施回数を増やし6月～12月に開催予定です。開催につきましては、関東地方整備局ホームページのi-Constructionサイト(関東ICT2520)を始め、各建設業協会の皆様に、栃木県i-Construction推進連絡会を通じてお知らせするようにしていますので、是非、ご利用下さい。</p> <p>今後も、ご意見を踏まえ、教習活動に取り組んで参ります。</p> <p>■ICT施工の3Dデータ等を誰でも見ることができる、いわゆるオープンソース化を図り、複数社のICT建機、ソフト、測量機器のスキルが習得できる講習の実施</p> <p>関東地方整備局では、ICT施工における3次元データを扱う3次元測量等の講習については、複数社に適応できるような、基本的事項を重点的に習得できる内容として実施するよう努めております。</p> <p>なお、国土交通省では、ICT施工の3Dデータ等のオープンソース化について、i-Construction推進に向けたロードマップで示されているとおり、3Dデータの利活用を推進し、今後、オープンデータ化に必要な環境整備の構築を推進していく方針と聞いています。</p> <p>本省の動向も踏まえ、現場でのニーズや講習の習得状況の実態把握を進め、今後も内容の見直し・改善に尽力して参ります。</p>